

[資料]

最高裁において平成28年及び同29年に 確定した死刑判決一覧

永 田 憲 史

目 次

- 1 紹介方法及び凡例
- 2 被殺者3名以上の事案
- 3 被殺者2名の事案
- 4 被殺者1名の事案

1 紹介方法及び凡例

先に紹介した、最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成27年（2015年）末までに確定した死刑判決の一覧¹⁾の補遺として、最高裁において平成28年（2016年）及び同29年（2017年）に確定した死刑判決を紹介することとした。いずれも、最高裁判所裁判集刑事（裁判集刑、集刑）319号乃至322号に掲載されたものである。

紹介方法及び凡例は、先に紹介した一覧と同様とした。すなわち、被殺者数3名以上の事案、被殺者数2名、被殺者数1名の事案に分けて紹介する。また、被殺者数2名及び被殺者数1名の事案については、死刑選択基準を考察する上で重要であると考えたため、犯行の目的別に分類した。

事案の概要は、確定した判決の判決文によった。

なお、死刑選択基準に関する分析については、拙著及び拙稿をご覧ください²⁾。

1) 拙稿「最高裁において永山事件第一次上告審判決以降平成27年末までに確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集67巻1号（2017）288頁以下。

2) 拙著『死刑選択基準の研究』（関西大学出版部、2010）、拙稿「死刑選択基準」井田良ほか編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集〔下巻〕』（成文堂、2016）543頁以下等がある。

《凡例》

【被殺者数-同一被殺者数・同一類型中の判決順】

*判決順の番号は、永山事件第一次上告審判決以降の通し番号とする。

J：犯行当時少年

Li：無期懲役で服役後、仮出獄・仮釈放中の犯行

2 被殺者3名以上の事案

【5-9】 最判平28年2月23日裁判集刑319号1頁

妄想上の人物らの嫌がらせにより生活が行き詰まったにもかかわらず世間の人をこれを黙認していると考え、その仕返しとして営業中のパチンコ店にガソリンを撒いて放火、5名を焼死させ、10名に重軽傷を負わせる殺人、殺人未遂。ガソリンを準備する等の計画性。覚せい剤使用の前科。動機の形成過程に精神障害の症状による妄想が介在するも、犯行に及ぼした影響は間接的。犯行翌日に出頭。遺族らの処罰感情峻烈。

【3-31】 最判平28年4月26日裁判集刑319号307頁

【3-29】 最判平26年9月2日裁判集刑314号267頁の共犯者。高利貸しを中心とする事業グループの専務を昏睡状態に陥らせたところ、その妻に不審を抱かれたため、同女をロープで絞殺、昏睡状態の専務と就寝中の会長を同様に絞殺、現金約400万円を強取、死体遺棄。従業員らで共謀、被告人は犯行を提案、共犯者を誘引、具体的に準備を進め、自ら率先して3名の殺害に着手、死体遺棄も実行するなど終始犯行を主導。重要な役割を果たした共犯者も死刑（【3-29】）、従属的な共犯者は第1審で死刑判決を言渡されるも、控訴審で破棄自判されて無期懲役とされ、上告審でも維持されて確定（最判平27年2月9日公刊物未登載）。綿密とは言えないまでも殺害の計画性。前科なし。会長宅で住込みで働くも、給料の不当な天引きや暴力的扱いに我慢を強いられてきた事情。警察の事情聴取後に自白、反省。

【3-32】 最判平28年6月13日裁判集刑320号1頁

両親の世話のために実家に戻った同性愛関係にあった男性を連れ戻す目的で同人の実家の建物に灯油をまいて放火、建物を全焼させ、同人の両親を焼死させる。1年余り後、同性愛関係にあった別の男性の居所を教えない当該男性の母親に対する逆恨み

最高裁において平成28年及び同29年に確定した死刑判決一覧

から、同女の両手足を結束バンドで緊縛した上で大型のたらいを覆い被せ、燃焼した炭をその中に入れて同女を一酸化炭素中毒により死亡させ、同女宅に灯油をまいた上で放火し、全焼させる。他に有印私文書偽造、同行使、ストーカー規制法違反。第一の事件が未必的な殺意に留まるのに対し、第二の事件は殺害も含めて周到に用意、計画性。共犯、第二の事件は被告人の妻と共謀、被告人が首謀者。反省。遺族らが峻烈な処罰感情。

【3-33】 最判平29年4月14日裁判集刑321号83頁

結婚を視野に入れた真剣な交際を装う等して得た多額の金銭の返済を求められる等したため、薬物を服用させて睡眠状態に陥らせる等した上で練炭を燃焼させて急性一酸化炭素中毒により死亡させる方法で半年余りのうちに相次いで3人を殺害。練炭等を準備する等の高い計画性。他に詐欺3件、詐欺未遂3件、窃盗。詐欺の懲役前科。被害者遺族が厳しい処罰感情。不合理な弁解、公判廷で被害者を貶める発言を繰り返す等、反省の態度を全く示さない。

3 被殺者2名の事案

(c) その他の利欲目的

【2c-51】 最判平28年3月8日裁判集刑319号163頁

職に就かず、妻と車上生活を送っていたものの、住宅購入資金を借りられることになったと妻に嘘を付いて多額の金員を入手する必要性に迫られて、民家に侵入、同宅の夫婦をペティナイフで頸部や頭部を多数回刺突して殺害し、金品を強取。殺害対象は概括的、条件付きで、殺意は当初未必的。侵入先を検討、ペティナイフ等を準備する一定の殺害の計画性があるも、周到さに欠ける。前科なし。謝罪、反省。

【2c-52】 最判平29年7月27日裁判集刑322号1頁

債務の弁済を免れるため、債権者に睡眠薬等を服用させて意識朦朧状態に陥らせ、海中に誘導して溺れさせて殺害、債務免脱。同様の方法で別の債権者を河川内に誘導して溺れさせて殺害、債務免脱。他に詐欺12件、窃盗1件。睡眠薬を予め入手する殺害の計画性。交通関係の罰金前科。遺族の処罰感情厳しい。弁償せず。反省。

【2c-53】 最判平29年12月8日裁判集刑322号57頁

工事で出入りした先の高齢夫婦を鈍器で殴打して殺害、財物を強取。他に被害者妻に対するものを含む窃盗3件。殺害の計画性ないものの、全く偶発的とは言えない。被害者らの生存を装う偽装メールを送信、遺体の一部を切断してドラム缶に入れて隠匿。めばしい前科なし。遺族の処罰感情峻烈。不合理な弁解、反省悔悟なし。

(e) 愛憎ほか

【2e-18J】 最判平28年6月16日裁判集刑320号99頁

犯行当時少年の被告人に対して裁判員裁判で死刑が言渡された事件で初めて最高裁で死刑判決が確定。実家に戻った同棲相手の女性の連れ戻しに失敗したため、邪魔する者を殺しようとして、同女の姉及び友人女性を牛刀で刺突して殺害、同女の友人男性に対して右肺損傷等の傷害を負わせるも殺害は未遂。その後同女を略取。他に同女への傷害。牛刀や革手袋を準備、身代わり出頭を共犯者に働き掛ける等、殺害の計画性。母親に対する傷害により保護観察、本件はその保護観察中。犯行当時18歳7か月。母親から暴力を受ける。母親は交際男性の暴力で入院する等して被告人を養育できず。反省、謝罪の意思。遺族らの処罰感情峻烈。

【2e-19】 最判平28年7月21日裁判集刑320号395頁

同棲していた女性を傷害したため女性の家族が同女を実家に連れ戻したことに憤って、同女の祖母及び母宅に侵入し、祖母宅で見付けた殺傷能力の高い出刃包丁で同女の祖母及び母を繰り返し刺突して殺害、両名の財布を窃取。他に職場関係者、友人、家族らを電子メールで脅迫。洋包丁を購入、同女の実家の住所を調査する等、殺害の計画性が高い。過去に交際していた2人の女性に対する暴力やつきまとい等により、大学を停学・退学、警察署長名で警告を受け、さらには罰金も。非社会性パーソナリティ障害。公判では不合理な弁解、遺族を貶める。厳しい遺族感情。

4 被殺者1名の事案

なし。